

軽自動車・自動車税には 減免措置制度があります

身体障害者・戦傷病者が所有し、自らが運転する車両、又は、精神障害者や18歳未満の身体障害者と生計を共にする方が所有する車両は、障害の程度により軽自動車税・自動車税が減免される場合があります。

■対象車両

- ① 障害者が所有し、自らが運転する車両
 - ② 18歳未満の障害者や重度精神障害者と生計を共にする方が所有、運転し、障害者のために使用する車両
 - ③ 重度身体障害者の所有で、生計を共にする方が運転し、障害者のために使用する車両
- ※自家用で軽自動車・自動車あわせて1人1台減免できます。

■申請に必要なもの

- ① 減免申請書(軽自動車税は税務課、自動車税は福祉課にあります。)
 - ② 運転免許証
 - ③ 印鑑
 - ④ 自動車検査証
 - ⑤ 納税通知書
 - ⑥ 身体障害者手帳(戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は精神状態に関する証明書)
- ※生計を共にする方が車両を所有し、

税務課(内線531)

運転する場合は、通学・通院・通所の証明書が必要です。また、生業を行っていることの証明書や福祉課発行の生計同一証明書、健康保険証が必要となります。

- 申請書提出期限 5月26日(月)
- 提出先・問い合わせ

○ 軽自動車税：税務課又は各地域事務所総合窓口課。

○ 自動車税：中予地方局課税課
自動車税係(松山市北持田町132、
☎941-1111)。

休日に出張収納窓口を開設します

伊予市軽自動車税、自動車税(県税)が対象です

- 日時 5月24日(土)・25日(日)・31日(土)
6月1日(日)
9:30~18:00

**納期限
6月2日(月)**

- 場所 ダイキ伊予店(下吾川)
5月中旬に送付される納付書を必ずお持ちください。
同じ日程で市役所庁舎でも休日納付窓口を設置します。
(※ダイキ伊予店では、納付書の発行はできません。)

- 問い合わせ 会計課収納担当(内線548・549)

平成20年10月から国民健康保険税が 年金から特別徴収(天引き)されます

国の医療制度改革により、一定要件を満たす方は、国民健康保険税を年金から天引きする「特別徴収」という納付方法に変わります。

■特別徴収(年金から天引き)の対象となる方

- ① 世帯主が国民健康保険に加入しており、世帯の国民健康保険加入者全員が65歳から75歳未満の世帯の世帯主(擬制世帯主：他の健康保険制度に加入している世帯主は除く)で次の②・③を共に満たす方
- ② 受給している年金額が年額18万円以上の方
- ③ 介護保険料の特別徴収(年金から天引き)対象者で、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない方

■口座振替を利用されている方へ

現在、口座振替を利用している方についても、特別徴収(年金から天引き)の対象になる場合は、特別徴収が優先されます。

税務課(内線533)

■特別徴収の仕組み

| 平成20年度 | | | | | | 平成21年度 | |
|---|----|----|--------------------|-----|----|-----------------------|---|
| 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 12月 | 2月 | 4・6・8月 | 10・12・2月 |
| 普通徴収 (従来どおり) | | | 特別徴収 (年金から天引き) | | | 特別徴収 (仮徴収) | 特別徴収 (本徴収) |
| 平成20年度分の国民健康保険税額を決定し、通知します。 納付方法は変わりません。 | | | 対象者は、年金から天引きとなります。 | | | 平成20年度の2月と同額が天引きされます。 | 7月に、平成21年度分の国民健康保険税額を決定し通知します。その税額から既に納付済の仮徴収分を除いた残額が天引きされます。 |

児童手当の手続きはできていますか？

福祉課（内線539）

児童手当は、児童を養育している方に手当てを支給する制度ですが、児童の増加・転入などにより、手続きのできていない方はいませんか？

また、所得の制限により、現在受給できていない方も、平成20年度の所得の見直しにより、受給できるようになるかもしれません。

新たに対象となる方は、5月中に「認定申請書」を提出してください。なお、児童手当は、認定請求をした日の属する月の翌月から支給されます。提出が遅れると

6月分からの手当てを受けられないので、新たに受給できる方は、5月中に提出してください。

■必要なもの

○印鑑(スタンプ印は不可)

○振込口座が分かるもの(郵便局・漁協以外で請求者名義のもの)

○保険証(請求する方のもの)

○平成20年1月1日に伊予市に住所がなかった方は、1月1日現在にであった住所地の「児童手当用所得証明書」

■受付開始日

5月1日(木)

児童クラブ指導員登録制度について

郡中児童クラブと南伊予児童クラブでは、指導員の登録制度を設けています。必要に応じて登録された方の中から選考し、勤務をしていただきます。

■採用条件

○必要に応じて登録された方に連絡の上、面接による選考を実施します。

○採用は不定期で、すぐに採用されない場合があるほか、登録されても必ず採用されるとは限りません。

○採用は選考によるもので、登録の順番によるものではありません。

○保育士の資格を有する人

■申し込み・問い合わせ

○郡中児童クラブ：☎09901-94501-5965

○南伊予児童クラブ：☎09901-28231-1739

伊予市ファミリー・サポート・センター「マミ♡サポ」の会員を募集しています

福祉課（内線538）

■こんな時に利用できます

○保育所・幼稚園の保育時間前後の子どもの送迎、預かり

○学校の放課後の預かり

○冠婚葬祭や学校行事などに参加時の預かり

○産前・産後の手助けがほしいとき

○塾の送迎 など

■まずは会員登録

○おねがい会員(依頼会員)

○まかせて会員(提供会員)

○どっちも会員(依頼・提供会員)

※講習を受講後、登録。

※講習会は、6月3日(火)、11日(水)の予定です。

■入会申込書は、市内の公共施設に置いてあります。

■問い合わせ 伊予市ファミリー・サポート・センター「マミ♡サポ」事務局(☎98210406)

伊予市介護相談員を募集します

長寿介護課（内線562）

市では、中立的かつ公平な立場で介護サービス利用者の要望や意見を聞き、事業者に伝達する橋渡し役として、介護相談員制度を設けています。

■活動内容

サービス提供事業所を定期的に訪問し、利用者との会話や行事への参加などを行います。そこで気付いたこと、要望等を事業者へ伝えることで利用者が安心して暮らせるお手伝いをしていただきます。

■応募要件

特定の職域や資格は必要ありませんが、高齢者介護に興味や熱意のある方で、定期的な訪問と、市が実施する研修会などに参加できることが要件となります。

■任期 2年間

■選考方法 面接審査による。面接日時は、別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

5月16日(金)までに長寿介護課へお問い合わせください。

5月1日から、「戸籍」「住民票」などの証明書の
交付請求の際にも「本人確認」を行います

市民生活課（内線5666・5669）

最近、不正な手段による証明書の取得や戸籍・住所の異動などが全国で発生しています。
そこで、このような悪質な犯罪を防止することも、皆さんの大切な個人情報を守るため、戸籍法や住民基本台帳法で、届出や証明書の請求の際には、運転免許証等の本人の確認書類を必要とすることが定められました。

婚姻や養子縁組、転入や転出などの届出の際や、戸籍や住民票などの証明書の請求の際には、窓口にお越しになった方の確認書類をご用意ください。

また、代理人が届出や証明書を請求する場合は、本人確認書類と併せて、委任状が必要となります。

『花づくり講座』受講生の募集！

産業経済課（内線573）

花づくりについての基礎知識園芸作業、ガーデニングなどを学んでみませんか。

■募集定員 50人

■開催日時 下表のとおり、14時～16時

■開催場所 さざなみ館

■受講費 材料代実費負担

■申込期間 5月23日(金)まで(定員になり次第、締め切ります。)

■申込方法 市役所ロビー、各地区公民館に置いてある「受講申込

■窓口で提示する「本人確認書類」(※有効期限内のもの)

| |
|--|
| <p>A. 次の中から、1点を提示してください</p> <p>運転免許証、パスポート、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、写真付き公務員の身分証、身体障害者手帳、療育手帳</p> |
| <p>B. Aの書類を持っていない方は、次の①から1点、②から1点を提示してください。 (※②の書類を持っていない方は、①から2点を提示)</p> <p>①国民健康保険・健康保険・船員保険・介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険・船員保険に係る年金証書、共済年金・恩給の証書、住民基本台帳カード(写真なし)など</p> <p>②学生証、法人が発行した身分証、国・地方公共団体の機関が発行した写真付きの資格証明書など</p> |

■郵送請求される場合は、上記「本人確認書類」の写しを同封し、返送先は、現住所とすることが必要になります。

「伊予市まちづくり計画(案)」に対する
ご意見・ご提案をお寄せください

市では、「食」・「食文化」のまちづくりを目指し、地域活性化策として「あじの郷(くに)」づくりを核とした「伊予市まちづくり計画(案)」を作成しました。

この計画(案)について、広く市民の皆さんに公表し、ご意見やご提案を募集します。

※詳しくは、伊予市ホームページをご覧ください。

■募集期間 5月16日(金)まで

■問い合わせ 企画財務課(内線588・667)

＝ 5月の市税納期＝

今月の市税の納期は次のとおりです。
納期限までに必ず納めましょう。

| | 納期限 | 口座引落日 |
|-----------|---------|----------|
| 軽自動車税(全期) | 6月2日(月) | 5月27日(火) |

■問い合わせ 会計課(内線548・549)

| 月日 | 内容 |
|-----------|---------------------|
| 6月13日(金) | 花づくりの基礎知識 さし木の仕方 |
| 8月8日(金) | 夏の園芸作業 |
| 10月10日(金) | 秋の園芸作業 |
| 12月12日(金) | 冬の園芸作業 |
| 1月9日(金) | ガーデニング講座 |
| 3月13日(金) | 春の園芸作業と総括 |

※都合で内容を変更することがあります。

書に必要事項を記入し、産業経済課又は各地域事務所地域振興課へお申し込みください。

市営住宅補欠入居者の募集について

都市整備課（内線595）

中山地域事務所総合窓口課 ☎967-1111

双海地域事務所総合窓口課 ☎986-1111

平成20年度市営住宅補欠入居の希望者を次のとおり募集します。今回の募集は、平成21年3月31日までの間に空き家となり、入居可能となった住宅に、その都度入居できる仕組みです。

■空き住宅

○中山地区：竹之内住宅（3戸）、門前住宅（4戸）、寺尾団地（1戸）、豊岡団地（1戸）、泉町団地（特公賃1戸）

○双海地区：夕やけ団地（1戸）、清流団地（特公賃）（2戸）、二瀬団地（1戸）、あかね団地（1戸）
※（ ）内は、4月1日現在の空き家数。

■家賃

入居者の所得を基礎に、住宅の立地条件、規模、建築経過年数などに応じて決定します。

■入居申込資格

○伊予市に住所又は勤務場所を有する方

○地方税等を滞納していない方

○現に同居又は同居しようとする親族の有る方（条件により単身者も可）

○所得が公営住宅法に定める基準に合っている方（各種控除後の月額が20万円以下の方）。ただし、特定公共賃貸住宅にあつては、特定優良賃貸住宅法に定める基準に合っている方（各種控除後の月額が20万円を超える方）。

○そのほか、公営住宅法及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に適合する方

○入居申込者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である場合には、入居資格がありません。

○伊予市営住宅管理条例に基づき選考します。（母子、高齢者、身体障害者世帯等については、優遇措置があります。）

■選考方法

○伊予市営住宅管理条例に基づき選考します。（母子、高齢者、身体障害者世帯等については、優遇措置があります。）

■申し込み

・申込受付期間 5月7日（水）8時30分～17時30分の執務時間中に、都市整備課又は各地域事務所総合窓口課で行います。

・募集住宅について随時受け付けますが、入居順位は公開抽選で決定した最下位の次からになります。

青い鳥郵便はがきの無償配布

郵便事業株式会社は、身体障害者及び知的障害者の福祉に対する国民の理解と認識を深めることを目的として、次の対象者に青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便はがきを入れて無料で差し上げます。

■配布の対象者

○重度の身体障害者（1級又は2級の方）
○重度の知的障害者（療育手帳に「A」（又は1度、2度）と表記されている方）

■受付期間 6月2日（月）まで

■配布枚数 1人につき20枚

■申出の方法

お近くの郵便局に身体障害者手帳又は療育手帳を提示し、所定の用紙に必要事項を記入。（代理の方でも可）又は、「青い鳥郵便はがき配布申込書」と明記した適当な用紙に、手帳の種類・手帳番号・級別又は程度・住所又は居所・氏名を記入し、お近くの郵便局に郵送で申出をすることもできます。

■問い合わせ 福祉課（内線556）、又は、郵便事業株式会社伊予支店（☎983-0322）。

～他人に迷惑を掛けず犬と楽しく生活するため～ 家庭犬のしつけ方教室（5回コース）の開催

愛媛県動物愛護センターでは、家庭犬としての最低限のマナーを身に付け、人間社会の中で他人に迷惑を掛けず、犬との生活をより楽しいものとするため、飼い主と犬とが一緒に学ぶ「家庭犬のしつけ方教室（5回コース）」を次のとおり開催します。

■日時

（1回目）5月17日（土）、10:30～11:30
（2回目）5月24日（土）
（3回目）5月31日（土）
（4回目）6月7日（土）
（5回目）6月14日（土）

※2回目以降の時間

初級クラス 10:00～11:00
中級クラス 11:00～12:00
卒業クラス 11:00～12:00

■場所 愛媛県動物愛護センター

（松山市東川町乙44-7）

※詳しい内容や申込方法などについては、愛媛県動物愛護センター（☎977-9200）へお問い合わせください。



「ねんきん特別便」について、年金記録の
お知らせの内容を十分にご確認ください

健康保険課（内線547）

青色の「ねんきん特別便」を受け取られた方以外のすべての年金受給者・現役加入者の方に、それぞれ平成20年4・5月及び平成20年6～10月に、緑色の「ねんきん特別便」が送付されます。

「ご自身の年金加入記録に「もれ」や「間違い」がないか、十分に確認してください。

もし、「もれ」や「間違い」がある場合は、社会保険事務所に行つて手続きをしてください。社会保険事務所に行くことができない場合は、「ねんきん特別便専用ダイヤル」

インターネットで「ご自身の年金加入記録を閲覧できる
「年金個人情報提供サービス」について

① サービス提供を申し込むと、内容確認後、社会保険庁から「ユーザID・パスワード」が自宅に送付されます。

② 社会保険庁ホームページで「ユーザID・パスワード」と申込時に設定する「お客様設定パスワード」を入力することで利用できます。

■ 閲覧できる年金加入記録

・ これまでの公的年金制度の加入履歴（加入制度、加入月数等）

へご連絡ください。「もれ」や「間違い」がない場合は、同封の返信用封筒で返送してください。

■ 回答する前に、分からないことや疑問があれば「ねんきん特別便専用ダイヤル」へ！

☎ 057010581555
（IP電話・PHSからは、☎ 031670011144）

○ 受付時間

月～金曜日：9時～20時
第2土曜日：9時～17時

※ 一般の年金相談については、☎ 057010511165

- ・ 納付状況
- ・ 厚生年金の標準報酬月額、標準賞与額
- ・ 船員保険の標準報酬月額、標準賞与額 など
- ※ 共済組合等に現在加入中の方は、サービスの対象外となっています。
- ※ 詳しい内容や申込方法は、社会保険庁ホームページ（<http://www.sisa.go.jp>）をご覧ください。

水道の休日当直当番業者

◆ 土・日曜日、祝日の上水道、簡易水道、条例水道の緊急業務（簡易な修理は除く）は、次の当直水道指定工事業者ににご相談ください。

| 月 | 日 | 指定工事業者 | 電 話 |
|---|-------|------------|--------------|
| 5 | 3(土) | (有)升田金物店 | 出 漕 967-0067 |
| | 4(日) | (有)ハヤタ設備工業 | 上吾川 983-0398 |
| | 5(月) | 西岡建材(株) | 下吾川 983-1598 |
| | 6(火) | 友澤設備 | 大 平 982-1381 |
| | 10(土) | 武智水道工業(株) | 上三谷 982-1268 |
| | 11(日) | (有)田中興業 | 中 山 967-0558 |
| | 17(土) | (株)佐々木工業所 | 湊 町 983-0450 |
| | 18(日) | 佐伯工業所 | 灘 町 983-1244 |
| | 24(土) | (有)港南設備 | 稲 荷 982-4487 |
| | 25(日) | (株)中山建設 | 中 山 967-1035 |
| 6 | 31(土) | K・シマダ | 下吾川 983-6553 |
| | 1(日) | (有)協和設備工業 | 上吾川 983-4185 |
| | 7(土) | (有)栄電機設備 | 中 山 967-1318 |
| | 8(日) | (株)伊予設備 | 米 湊 983-4613 |

※業者への依頼は、8:00～17:00の時間帯にお願いします。
※水道メーターから宅地内側の修理は、すべて有料です。

＝ 市内の交通事故状況 ＝

(3月末日現在)

| | 3月 | 累計 | 前年比 |
|-----|-----|-----|-------|
| 発 生 | 15件 | 42件 | - 19件 |
| 死 者 | 0人 | 2人 | + 1人 |
| 傷 者 | 21人 | 49人 | - 25人 |

シートベルトを正しく着用しましょう！

＝ 市内の街頭犯罪等発生状況 ＝

(3月末日現在)

| | 3月 | 累 計 | 前年比 |
|-------------|----|-----|------|
| 侵 入 盗 | 4件 | 24件 | + 8件 |
| 自 動 車 盗 | 0件 | 0件 | - 2件 |
| オ ー ト バ イ 盗 | 0件 | 5件 | + 3件 |
| 自 転 車 盗 | 1件 | 6件 | - 3件 |
| 車 上 ね ら い | 5件 | 13件 | + 1件 |

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

皆さんの安心のため、消防は24時間活動しています。
【災害に強い伊予市づくりへ!!】

伊予消防署 ☎ 982-0657

平成7年に発生した阪神大震災では、地震発生後、交通の阻害や同時多発する火災への対応から消防などの防災関係機関は、十分な機能を果たすことができませんでした。

そこで、人命救助などに大きな役割を果たしたのが、日常的にながりの強かった地域住民の人たちでした。事実、阪神大震災では、家屋の倒壊による生き埋めや建物などに閉じ込められた人のうち、約95%は自力又は家族や隣人に救助され、消防などの公的機関に助けられたのは、わずか1・7%だったというデータがあります。

このため、発生直後の人命救助や初期の消火活動は、地域住民の協力が大きな役割を果たすこととなります。

現在、伊予市では、約93%の世帯(65組織)が自主防災組織を結成していますが、本格的な活動をしている組織が少ないのが現状です。消防署では、地域防災力向上のために、初期消火・救出救護・避難などの防災訓練指導を随時受け付けています。



▲昨年、中山地区総合防災訓練での消火訓練の様子

今後、非常に高い確率で発生が予想される南海地震や台風災害などによる被害を少なくするためにも、地域で開催される防災訓練等に積極的に参加し、防災活動に必要な技術や知識を身に付けましょう。



どうやって
火を消してるの？



私たち消防士は、火災現場で消火活動をするとき、「消防用ホース」と「管ぞう」という資器材を使って活動します。

消防用のホースの長さは、2メートルで、両端にはオス金具とメス金具が付いています。この金具を他のホースや管ぞう、消火栓などにつないで水を送ります。

管ぞうは、水道の蛇口の役目をするもので、ホースから送られてきた水を出したり、止めたりすることが出来ます。また、この管ぞうは、先端のノズルを回すことで、放水する水を遠くへ飛ばしたり、霧のように広げたりすることもできます。

これらの資器材を正確にかつ迅速に操作することにより、素早く火を消すことができるわけです。



(右・中) 消防用ホース
 (左) 管ぞう

■伊予市管内の火災と救急出場件数(3月末日現在)

| 種別 | 3月分 | | | 累計(1月から) | | | | |
|------------|----------|----------|----------|----------|-----------|----------|----------|---------|
| | 火災 件数 | 本庁 2 | 中山 0 | 双海 0 | 2 | 本庁 4 | 中山 1 | 双海 0 |
| 救急出場 件数 | 本庁 91 | 中山 19 | 双海 18 | 128 | 本庁 291 | 中山 56 | 双海 69 | 416 |

☎ **火災・救急 → 119**
火災救急病院 案内 982-5959